

保存期間10年

通達乙交規第391号

平成31年 3月 15日

本部内各部課長  
警察学校長 殿  
各警察署長

茨城県警察本部長

交通規制の実施並びに交通安全施設の設置及び管理要領の制定について  
交通規制の実施並びに交通安全施設の設置及び管理については、この度、別添のと  
おり新たに交通規制の実施並びに交通安全施設の設置及び管理要領を制定し、平成31  
年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

## 別添

### 交通規制の実施並びに交通安全施設の設置及び管理要領

#### 1 趣旨

この要領は、茨城県公安委員会（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）に基づき委任された者を含む。）が実施する交通規制並びに交通安全施設の設置及び管理を適正に行うために必要な事項を定める。

#### 2 定義

法に定めるもののほか、この要領における次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

- (1) 交通安全施設 信号機等及び情報収集提供装置をいう。
- (2) 信号機等 信号機、道路標識及び道路標示をいう。
- (3) 情報収集提供装置 車両用感知器（光ビーコンを含む。）、交通流監視カメラ、交通情報板等の交通管制に係る路上施設をいう。
- (4) 高速道路 高速自動車国道及び自動車専用道路をいう。

#### 3 管理体制

##### (1) 本部管理者

交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、警察本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、県内の交通規制の実施並びに交通安全施設の設置及び管理に当たる。

##### (2) 所属責任者

警察署長（以下「署長」という。）は当該警察署の管轄区域内に関し、交通部高速道路交通警察隊長（以下「隊長」という。）は高速道路に関し、その権限に属する交通規制の実施及び設置された信号機等の管理に当たる。

##### (3) 所属運用補助者

ア 警察署及び交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）に運用補助者を置く。

イ 運用補助者は、警察署にあっては交通規制を所掌する課の長、高速隊にあっては隊長が指定する者をもって充てる。

ウ 運用補助者は、交通規制の実施及び信号機等の管理について署長等（署長及び隊長をいう。以下同じ。）を補佐する。

#### 4 信号機等の設置及び管理の基本

##### (1) 道路標識等の設置及び管理の基本

###### ア 法令の根拠に基づく設置

道路標識等は、茨城県公安委員会又は署長等が交通規制を実施する場合における具体的な意思を表示する手段であるから、必ず法令の根拠に基づいて適確に設置しなければならない。

###### イ 適正な設置

道路標識等の設置に当たっては、交通規制の実効が上がるよう、歩行者及び車両等の運転者がその前方から見やすいように、かつ、道路又は交通の状況に応じて必要と認める数のものを設置しなければならない。

###### ウ 統一的な設置

道路標識等の設置に当たっては、交通規制の種類に応じて、標示板の高さ、間隔、配列その他の設置の方法をできる限り統一するように配慮しなければならない。

###### エ 堅ろう性の確保

道路標識等の材料及び構造は、堅ろうで耐久性のあるものを選び、標示板の取付け及び柱の埋込みに当たっては、風圧等に十分耐えるように配慮しなければならない。

###### オ 反射材等の使用

標示板及び道路標示には、夜間においても十分認識できるように、原則として反射材料を用いるものとする。

###### カ 適正な維持管理

道路標識等は、破損、滅失、<sup>たい</sup>褪色、摩耗その他の理由によりその効用が損なわれたり、老朽化により標識柱の倒壊、標示板の落下等の事案が発生しないように、各種点検及び点検結果の記録を確実にを行い、適時取替え、補修、障害物の除去等を行うなど、適正な維持管理に努め、常に良好な状態を保つように配慮しなければならない。

##### (2) 信号機の設置及び管理の基本

###### ア 必要性の検討

信号機の設置に当たっては、交通量、交通事故の発生状況、交差点形状等を

調査・分析するとともに、他の対策により代替が可能か否かについて検討した上で、真に必要性の高い場所を選定すること。

また、交通環境の変化等により、交通量が減少したり、利用頻度が低下した信号機については、他の対策により代替が可能か否かについて検討した上で、撤去を検討すること。

#### イ 適正な維持管理

信号機が損傷、障害その他の理由によりその効果が損なわれることのないようにその実態を把握し、必要により点検、修理、障害物の除去等を行い、常に良好な状態を保つように努めること。

#### ウ 効果的な運用

信号機が交通の状況に適合した制御を行い、その成果を十分に発揮できるようにその実態を把握し、交通実態に応じた現示、信号タイミング（各灯色の表示時間、周期、時間配分及び隣接信号交差点間の時間のずれの総称をいう。以下同じ。）の設定等を行い、その効果的な運用を図ること。

### 5 交通規制の新設、改正又は廃止

署長等は、道路標識又は道路標示を設置して行う交通規制の新設、改正又は廃止の必要があると認めるときは、交通規制系システム（以下「システム」という。）に必要事項を登録して、交通規制上申書（別記様式第1号）を作成するとともに、工事設計に関する道路標識作成員数表（別記様式第2号）、標識組立図（別記様式第3号）、道路標示集計表（別記様式第4号）又は道路標示設計書（別記様式第5号）を作成し、交通規制課長を経由して本部長に上申すること。

### 6 信号機の設置、移設・改良等又は撤去

署長は、信号機の設置、移設・改良等又は撤去の必要があると認めるときは、システムに必要事項を登録して、次のいずれかの上申書を作成し、交通規制課長を経由して本部長に上申すること。

(1) 信号機の設置 信号機設置上申書（別記様式第6号）

(2) 信号機の移設、改良、増灯又は修繕若しくは信号タイミングの修正 信号機移設・改良等上申書（別記様式第7号）

(3) 信号機の撤去 信号機撤去上申書（別記様式第8号）

### 7 点検

(1) 常時点検

署長等は、所属の職員に日常の警察活動を通じて信号機等を点検させること。

(2) 特別点検

署長等は、必要により、又は次に該当する場合は、交通担当の職員に信号機等を点検させること。

ア 信号機の現示が関係すると認められる事故が発生した場合

イ 地震、風水害等の災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合

(3) 点検項目等

ア 信号機の点検は、信号機点検簿（別記様式第9号）の点検項目により行うこととし、点検を行った者は、常時点検を行った場合において異常があったとき、及び特別点検を行ったときに、信号機点検簿にその結果を記載して署長に報告すること。

イ 署長は、道路標識等の点検を行った場合は、調査日及びその状態をシステムに登録すること。

8 障害時等の措置

(1) 道路標識

ア 署長等は、道路標識の損傷、機能障害等の異常を認めた場合は、直ちに現場に臨場し、交通の危険を防止するために必要な応急措置を講ずること。

イ 署長は、アの場合において、交通規制の効用が失われ、交通管理上問題があり、緊急に建替え等の必要があると認めるときは、道路標識緊急補修通報簿（別記様式第10号）を作成し、交通規制課長に通報すること。

ウ 交通規制課長は、イの通報を受けたときは、道路標識の機能回復の措置を速やかに講ずるとともに、その復旧経過を明らかにしておくため、システムにその状況を登録しておくこと。

エ 署長は、アの場合において、イの通報をしないときは、標識工事設計に関する必要事項をシステムに登録して、道路標識作成員数表及び標識組立図を作成し、交通規制課長を経由して本部長に上申すること。

オ 署長は、道路標識の補修を行った者から補修工事の完了の報告を受けたときは、補修状況を確認の上、工事を完了したことを報告する書面に確認の証明を行うこと。

## (2) 道路標示

署長は、道路標示が摩耗等により交通規制の効用が損なわれると認めるときは、標示工事設計に関する必要事項をシステムに登録して、道路標示集計表及び道路標示設計書を作成し、交通規制課長を経由して本部長に上申すること。

## (3) 信号機

ア 署長は、信号機に障害、損傷、停電等の異常を認めた場合は、現場での交通整理、信号機が故障していることの表示、可搬式発動発電機の使用等の応急措置を講ずるとともに、交通規制課長に通報すること。

イ 交通規制課長は、アの通報を受けたときは、信号機の機能回復の措置を速やかに講ずること。

ウ 信号機に障害が発生した場合には、その復旧経過を明らかにしておくため、交通規制課長又は署長は信号機障害発生記録簿（別記様式第11号）を作成するとともに、システムにその状況を登録しておくこと。

## (4) 情報収集提供装置

ア 署長は、情報収集提供装置に障害、損傷、停電等の異常を認めた場合は、現場での交通整理等の応急措置を講ずるとともに、交通規制課長に通報すること。

イ 交通規制課長は、アの通報を受けたときその他交通管制に係る施設に障害を認めるときは、その機能回復の措置を速やかに講ずること。

ウ 交通管制に係る施設に障害が発生した場合には、その復旧経過を明らかにしておくため、交通規制課長は交通管制システム障害発生記録簿（別記様式第12号）を作成するとともに、システムにその状況を登録しておくこと。

## 9 署長等が行う交通規制

### (1) 意思決定

法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）及び茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号）に基づき署長等が行う交通規制の意思決定については、規制の種類、日時、場所、対象等を定め、どのような交通規制が行われるのか明確に判断できる内容とすること。

### (2) 規制の実施

交通規制の実施に当たっては、意思決定の内容と道路標識等の表示する意味とが一致するように法令の定める種類・様式の道路標識等（可搬式のものを含む。）

を設置すること。

なお、道路標識の柱等には、「〇〇警察署長」、「茨城県警察高速道路交通警察隊長」と表示するなど当該交通規制の実施主体が署長等であることを明確にする措置を講ずること。

#### 10 付属機器等の管理

##### (1) 信号制御機等の鍵の管理

署長は、信号制御機等の鍵を適正かつ確実に管理するため、鍵の貸与者の限定、異動期の確実な引継ぎ及び定期的な確認を行い、紛失防止に努めなければならない。

##### (2) 可搬式信号機用発動発電機の管理

署長は、可搬式信号機用発動発電機について、直ちに使用できるように適正な保管及び管理に努めなければならない。

#### 11 作成文書の保存期間

この要領に基づき作成した文書の保存期間は、別表のとおりとする。

#### 12 その他

この要領に定めるもののほか、交通規制基準、信号機設置の指針、付属機器等の管理方法その他必要な事項は別に定める。

## 別表

## 作成文書の保存期間

文書等の名称	保存期間	保存する所属
交通規制上申書（別記様式第1号）	5年	各所属
道路標識作成員数表（別記様式第2号）	1年	各所属
標識組立図（別記様式第3号）	1年	各所属
道路標示集計表（別記様式第4号）	1年	各所属
道路標示設計書（別記様式第5号）	1年	各所属
信号機設置上申書（別記様式第6号）	5年	各所属
信号機移設・改良等上申書（別記様式第7号）	5年	各所属
信号機撤去上申書（別記様式第8号）	5年	各所属
信号機点検簿（別記様式第9号）	1年	警察署
道路標識緊急補修通報簿（別記様式第10号）	1年	各所属
信号機障害発生記録簿（別記様式第11号）	1年	各所属
交通管制システム障害発生記録簿（別記様式第12号）	1年	交通規制課



上申番号	1	区分	新規	規制種別		
規制場所・区間						
道路名						
内容						
規制の目的・必要性等 (改正・廃止の理由等)						
備考						
		幅員	歩道	中央線	見通し	その他
道路構造	当該道路	0.00 m	0.00 m			
	交差道路	0.00 m	0.00 m			
		自動車	二輪車	自転車	歩行者	その他
交通量(ピーク時)	当該道路	台	台	台	人	
	交差道路	台	台	台	人	
		発生		死者		傷者
交通事故(6か月)			件		名	名
改正前情報						
内容						
改正前情報						

## 道路標識作成員数表

本板等

種別	画像	サイズ	面種	数量 (再利用を除く)	再利用	単価(円)	金額(円)
	小計						



柱・支柱

種 別	規 格	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)
路 側				
	小 計			

その他の部材

対 象	種 別	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)
	小計			
	小計			
	小計			
	小計			
	小計			

## 工事

対象	種別	数量	単価(円)	金額(円)
	小計			

番号	区分	柱種類	警察署	標識管理番号	設置場所	設置箇所位置	組立図 ※イメージはサンプルです。詳細は工事内容等	工事内容等
1	新設	路側						

道路標示集計表

種 別		塗装種類	幅 (cm)	箇所数	工事量 〇〇署
実線		一般白			延長 (m)
線		一般白			
	計				

整理番号	規制番号	区分	道路種別	場所・区間	標示種別	数	ゼブラ本数	塗装		備考	
								撤去	図示白色 (m)		
合計											







信 号 機 点 検 簿

署 長	副 署 長	交 通 官	課 長	係 長	係 員

規 制 番 号		交 差 点 名	
常 時 点 検 実 施 月 日	年 月 日		
特 別			
点 検 実 施 者			

点 検 項 目		点 検 結 果
視 認 性	1 樹木、広告物等により視認性が妨げられていることはないか。	
	2 電球切れ又は光度の低下はないか。また、灯器の向きは適正であるか。	
現 示 ・ 信 号	1 交差点において交通量の増加又は交通流の変化による渋滞の発生はないか。	
	2 青の表示時間及び歩行者横断時間は、交差点の形状及び交通実態に適合しているか	
外 観	1 制御機、押ボタン箱、灯器等について、破損、変形、発さび等はないか。また、向きは適正であるか。	
	2 信号柱について、亀裂、腐食及び傾斜はみられないか。	
	3 外部配線について、樹木、広告物等に接触のおそれはないか。また、垂下していないか。	
備 考		

点検簿は、常時又は定期点検にあつては異常のあつた場合のみ記載し、特別点検にあつてはその都度記載すること。

信号機障害発生記録簿

署 長	副 署 長	交 通 官	課 長	係 長	係 員	取 扱 者

障害受理時刻	年 月 日 時 分					
通 報 者	氏名		TEL			
発 生 場 所	規制番号		号		交差点	
発 生 日 時	年 月 日 時 分					
故 障 種 別	交通事故 ・ 故 障 ・ その他 ( )					
障害 (故障) の 内容 ・ 程度						
加 害 者 (事 故)	住所 _____		TEL _____			
	氏名 _____		年齢 _____ 歳			
	職業 _____		勤務先 _____		TEL _____	
	車両番号 _____		対物保険加入の有無 有 ・ 無			
メ ー カ ー						
警察署の措置	閃 光 ・ 減 灯 ・ その他 ( )					
報 告	月	日	時	分	受信者	送信者
障害の概況 及 び 措置 ・ 結果						
復 旧 日 時	月 日 時 分					
復 旧 報 告	月	日	時	分	受信者	送信者



道路標識緊急補修通報簿

決裁 区分	課長 (署長)	管理官 (副署長)	課長代理 (交通官)	課長補佐 (交通課長)	課員	受話者	送話者		
着信者	交通規制課長殿			発信者	警察署長				
通話時刻	年 月 日			時 分					
補修を要する標識のある場所									
補修を要する標識の内訳	柱	専用柱	本	直柱 上曲柱 下曲柱 中継柱	破損の 具体的 な内容 及び 補修の 程度	標識設計			
		共架柱	本	東電柱 NTT柱 信号柱 (その他)		理由	事故曲損、腐食、その他 ( )		
	標識板	本板	規制種別						
			枚数	枚					
		補助板	規制種別						
			枚数	枚					
		規制時間							
		規制対象							
		規制番号	号			標識管理番号			
	破損標識の確認	月 日 時 分				確認者			
※補修工事指示	月 日 時 分			会社名 指示者					
補修工事完了確認	月 日 時 分			確認者					
※システム登録日	月 日			担当者					
備考									

※印は交通規制課で記載する。